

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この告示の適用の日に終了する事業年度に係る開示事項のうち、第●条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件第四号の規定により別紙様式によって作成するものについては、附則別紙様式によつても、作成することができるものとする。